

【ごみの持込Q & A】

Q. 木くずは持込めますか？

- A. 太さ10cm角程度までは処理出来ます。長いと焼却炉の投入口に引っかかってしまうので100cm以下に切断してください。
- 一般家庭の個人が、物置などの家屋を自分で解体した場合に出た木くずは、町が処理困難ごみに指定していますので、持ち込みはできません。

なお、建設業等から排出される工作物の新築・改築・増築・除去による建築廃材（木くず・紙くず）は産業廃棄物となるので受入れ出来ません。

Q. ゴムホース、ロープは持込めますか？

- A. ゴムホース、ロープは長さ1m50cm以内に、ビニールシート、ブルーシートは、1m50cm四方以内に切ってください。

Q. 紙おむつは持込めますか？

- A. 汚物を取り除いてから搬入してください。

【ごみの持込Q & A】

Q. 事業所から出るごみは持込めますか？

A. 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じたごみで産業廃棄物以外のもの）は持ち込みできます。

○持ち込めるもの

- ①従業員が食べた弁当の残飯、飲料缶等
- ②事務所から出た紙類（コピー用紙、パンフレット、新聞、雑誌等）
- ③事業活動に伴わない木くず類、繊維くず類

○持ち込めないもの

- ①事業活動に伴って生じた廃プラスチック類、（発泡）スチロール、ビニール袋、廃タイヤ、PPバンド等
- ②金属くず（事業所から出る金属類はすべて受け入れできません。）
- ③ガラスくず、及び陶磁器くず（蛍光灯、電球、ガラス）
- ④木のパレット
- ⑤食料品製造業の野菜くずなど、業種によって定められている産業廃棄物

【ごみの持込 Q & A】

Q. かばん等の、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の混合物の場合、どの分別になりますか？

- A. 一部に金属類が付いているものは、分離できる場合は分離して金属類は「不燃ごみ」、それ以外を「可燃ごみ」として搬入してください。

分離できない場合は、全て「不燃ごみ」として搬入してください。

Q. カセットテープとビデオテープ、ケースは「不燃ごみ」、「可燃ごみ」どちらですか？

- A. 可燃ごみとして搬入して下さい。

Q. スプリングマットレスは持込めますか？

- A. 自宅で使用のものを自己搬入する場合は、持込み可能です。

なお、事業所から排出されるスプリングマットレスは、産業廃棄物の金属くずとなるので、受入れ出来ません。

【ごみの持込Q & A】

Q. 引越しごみは持ち込めますか？

- A. 搬入量に制限はありませんが、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」などの町の分別区分にあわせて、あらかじめ分けて来てください。プラットフォームでごみを捨てる作業に時間がかかると、他の搬入者の方を待たせることになります。

Q. 石油ストーブは持込めますか？

- A. 灯油を抜いて空にしてください。

Q. ピアノは持込めますか？

- A. ピアノに内蔵されているピアノ線等は破砕処理の際に支障があり、町が処理困難ごみに指定しています。専門の業者にご相談ください。電子ピアノ、エレクトーン、オルガンは持込み出来ます。

【ごみの持込 Q & A】

Q. 消火器は持込めますか？

- A. 消火器、ガスボンベは破砕処理の際に、消火器は破裂し、ガスボンベは爆発の危険性があるため、町が処理困難ごみに指定しています。消火器は、エコサイクルセンター（0120-822-306）に問い合わせてください。ゆうパックによる回収が依頼できません。他に特定窓口に引取りを依頼することもできます。近隣の事業所に問合せください。（エービーエス(株)川越市鯨井 049-298-5441）（坂戸防災(株)坂戸市三光町 049-281-5243）（工藤防災(株)東松山市松山町 0493-24-5516）、ガスボンベは販売店にご相談ください。

Q. カセット式ボンベやスプレー缶、ライターは、どのように自己搬入すればいいですか？

- A. 中身が残っていると処理の際に火災や爆発の恐れがあるので、必ず使い切ってから出してください。不燃ごみ置き場に専用 BOX がありますのでその中に入れてください。（穴を開けなくてもよい）

【ごみの持込Q & A】

Q. バイクは持込めますか？

- A. 持込めません。一般社団法人全国軽自動車協会連合会の廃棄二輪車取扱店（町内では、おのでらスポーツ 297-0823）に引取依頼の相談をして下さい。

Q. 自動車部品は持込めますか？

- A. バッテリーとホイールは自己搬入できます。その他の自動車部品については販売店等でご相談ください。

Q. 薬品は持込めますか？

- A. 農薬と農薬のびん、劇物と劇物のびんは、町が処理困難ごみに指定していますので、持ち込みはできません。劇物以外の薬品類は布にしみこませてから可燃ごみとして搬入して下さい。

【ごみの持込 Q & A】

Q. テレビ、冷蔵庫は持込めますか？

A. テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象となり法律でリサイクルが義務づけられていますので環境センターでは引き取り出来ません。

処理については、町内の引取協力店（有限会社田中商事 297-5061 他、町ホームページ「ごみの分け方、出し方の手引き」を参照ください。）に依頼して下さい。

上記以外の家電製品は持込み出来ます。

Q. パソコンは持込めますか？

A. パソコン（ノート型・デスクトップ型はブラウン管と液晶ディスプレイも含みます）は自己搬入できます。パソコン専用回収ボックス（小型家電置き場内）に入れてください。携帯電話もパソコン専用回収ボックスに入れてください。マウスとキーボードは不燃ごみとなります。

【ごみの持込 Q & A】

Q. 食用油の缶や塗料缶も不燃物として出せますか？

A. 食用油の缶や缶詰め缶は中身を完全に抜いて、油分を取り除いてから持ち込んでください。

なお、事業所から排出された一斗缶や塗料缶については、産業廃棄物ですので受け入れていません。

Q. 雑誌と雑紙（ダンボール、新聞紙、チラシ以外の封筒、ダイレクトメールなど）はひもで束ねる必要はありますか？

A. 雑誌・雑紙は束ねなくても大丈夫です。指定されたコンテナに積み重ねていただきます。

Q. ダンボールは折りたたむ必要はありますか？

A. ダンボールは折りたたんでから持ち込んでください。

【ごみの持込 Q & A】

Q. 家屋の火災の場合、一般廃棄物処理手数料を免除する制度等がありますか？

- A. 「川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第8条第3項及び、「川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の第6条に、火災等の被害を受けた者について、廃棄物処理手数料を減免する制度があります。

【減免の対象となる方】

一般世帯がり災した場合については原則全額免除となります

【対象廃棄物】

一般廃棄物のみとなります。火災等に伴って出る建築廃材は処理困難ごみになるため本制度の対象外です。

【搬入方法】 次の2つの方法があります。

- (1) 自分の車で直接搬入する場合
- (2) 業者に依頼する場合

ア. 一般廃棄物収集運搬業許可業者の場合は、排出者（り災者）の同乗不要です。

イ. 許可を受けていない車の場合は、搬入時にり災者の同乗
が必要です。

※業者に依頼する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を得て
いる業者でなければなりません。ただし、排出者（り災者）自
身がその車に同乗している場合は、許可業者でなくても搬入
は可能となります。

【申請方法】

消防署又は町税務課が発行した「り災証明書」の写しを添付し、環
境センターにある「手数料減免申請書」に必要事項を記入の上、申請
してください。

【環境センターに搬入する際の注意点】

- ・ 搬入する物は分別し、「川島町ごみの分け方、出し方の手引き」を
参照してください。なお、分別されていない場合は搬入できません。
- ・ 建物解体に伴って出るごみ、柱等の建設廃材は搬入できません。ご
自身で処分業者に依頼してください。
- ・ 一般廃棄物でも環境センターに搬入できない物があります。専門の処
理業者に依頼してください